

青森市長 様

グレー部分をご記入ください

申請者

住所（法人の場合は、本店所在地を記載）	
〒	
氏名（法人の場合は、名称・代表者職氏名を記載）	
法人番号 （個人事業主の場合は記載不要）	



【電子申請にご協力ください】

左記の QR コードまたは下記 URL から市ホームページにアクセスし、電子申請サービスのリンクから申請することができます。

【URL】

https://apply.e-tumo.jp/city-aomori-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=23152

（市使用欄）※記入しないでください

年 月 日

令和8年度青森市賃上げ・物価高騰対策応援金（中東情勢追加交付）交付申請書兼請求書

令和8年度青森市賃上げ・物価高騰対策応援金（中東情勢追加交付）交付要綱に基づく応援金の交付を受けたいので、下記に記載の事項について相違ないことを誓約し、同要綱第4条第1項の規定により申請します。なお、応援金の交付決定及び額の確定がなされた場合には、応援金を指定の口座に振り込むよう請求します。

記

1 交付申請（請求）額

		0	0	0
--	--	---	---	---

円

市内における主な事業所等の名称及び住所	
事業所等名称	
住 所	
電 話 番 号	

（市使用欄）

※記入しないでください

2 申請者の主たる業種※1、資本金又は出資総額、常時使用する従業員数※2

主たる業種、資本金または出資総額、常時使用する従業員数（いずれかに✓をいれる）	
☐	a. 製造業、建築業、運輸業、その他の業種 （資本金または出資総額3億円以下・常時使用する従業員数300人以下いずれか若しくは両方にあてはまる者に限る）
☐	b. 卸売業 （資本金または出資総額1億円以下・常時使用する従業員数100人以下いずれか若しくは両方にあてはまる者に限る）
☐	c. サービス業 （資本金または出資総額5,000万円以下・常時使用する従業員数100人以下いずれか若しくは両方にあてはまる者に限る）
☐	d. 小売業 （資本金または出資総額5,000万円以下・常時使用する従業員数50人以下いずれか若しくは両方にあてはまる者に限る）

※1 分類についての詳細は、別紙のQ&Aをご確認ください。

※2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく従業員（あらかじめ解雇の予告を必要とする者）

3 振込先口座

金融機関	金融機関名			本・支店名				
	預金種別 （いずれかに✓）	☐ 普通	☐ 当座	口座番号 （右詰で記載）				
ゆうちょ銀行	通帳記号 （6桁の場合は※欄に記載）	1		通帳番号 （右詰で記載）				
（フリガナ）								
口座名義								

4 誓約・同意事項

裏面の誓約・同意事項の内容について確認し、誓約・同意します。 ☐ （✓をいれる）

裏面の「5 主な事業、主な業種」をご記入ください。

（市使用欄）※記入しないでください

（1～10）

（A～T）

(誓約・同意事項)

- ・ 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業は営んでいません。
- ・ 申請者は、青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者ではありません。
- ・ 申請者は、政治活動及び宗教活動を目的とする団体ではありません。
- ・ **（申請者が市に住所を有する個人の場合）** 申請者は、市内に住所があります。また、市が保有する公簿等によってこの事実を確認することに同意します。
- ・ 申請内容について虚偽はありません。応援金の交付後に申請内容に虚偽が判明した場合は、応援金の返還に応じるとともに、事業者名、事業所名等について公表することに同意します。
- ・ 申請者は、申請した事業所等について営業しており、申請後も継続して営業することを誓約します。また、市が保有する公簿等によってこの事実を確認することに同意します。
- ・ 申請者は、申請要件を満たしていることを証するために必要な範囲内において、市が保有する市税の賦課徴収及び確定申告に関する情報を確認することに同意します。

5 主な事業、主な業種

① 申請者の主な事業について、あてはまるものに○をつけてください。

- | | | |
|----------|-----------|-------------|
| 1 バス事業 | 2 タクシー事業 | 3 トラック等運送事業 |
| 4 運転代行事業 | 5 レンタカー事業 | 6 宿泊事業 |
| 7 医療事業 | 8 福祉事業 | 9 一般公衆浴場事業 |

①で1～9と回答されたかたは、②の回答は必要ありません。

10 1～9以外

①で「10 1～9以外」と回答されたかたは、質問②にお答えください。

② ①で「10 1～9以外」と回答した方は、申請者の主な業種について、あてはまるものに○をつけてください。

- | | | |
|---------------------|-----------|-----------------|
| A 農業、林業 | B 漁業 | C 鉱業、採石業、砂利採取業 |
| D 建設業 | E 製造業 | F 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| G 情報通信業 | H 運輸業、郵便業 | I 卸売業、小売業 |
| J 金融業、保険業 | | K 不動産業、物品賃貸業 |
| L 学術研究、専門・技術サービス業 | | M 飲食サービス業 |
| N 生活関連サービス業、娯楽業 | | O 教育、学習支援業 |
| P 保健衛生、社会保険・社会福祉事業 | | Q 複合サービス事業 |
| R サービス業（他に分類されないもの） | | T 分類不能の産業 |